



茨城県報

第 1 5 0 1 号

平成15年 9 月16日

火 曜 日

目 次

告 示

ページ

字の区域及び名称の変更 (市町村課)	1
茨城県立自然公園条例に基づく許可を受けなければ屋外において集積し、又は貯蔵してはならない物の指定 (環境政策課)	2
医療機関及び施術機関の指定及び廃止 (厚生指導課)	2
介護機関の指定 (厚生指導課)	3
介護機関の変更、廃止及び指定の辞退 (厚生指導課)	4
指定居宅サービス事業者の指定 (3件) (高齢福祉課)	4
指定居宅サービス事業者の変更 (高齢福祉課)	5
指定居宅介護支援事業者の指定 (3件) (高齢福祉課)	5
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (3件) (商業流通課)	6
保安林の指定の解除の予定 (林業課)	9
道路の区域の変更 (3件) (道路維持課)	9
道路の供用の開始 (2件) (道路維持課)	10
公 告	
開発行為の工事完了 (2件) (建築指導課)	11
訓 令	
麻薬取締員証規程 (薬務課)	11

告 示

茨城県告示第1434号

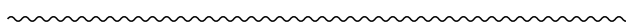
地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定により協和町長から同町内の字の区域の一部及びその名称を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成15年 9 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

大字新治字谷島に変更する区域

大字門井字谷島2002の 6



茨城県告示第1435号

茨城県立自然公園条例（昭和37年茨城県条例第17号）第11条第4項第6号の規定に基づき、許可を受けなければ屋外において集積し、又は貯蔵してはならない物を次のとおり指定する。

平成15年 9月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 土石
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物
- 3 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源及び同条第5項に規定する再生部品

茨城県告示第1436号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定による医療機関及び施術機関について、次のとおり指定及び廃止したので、同法第55条の2の規定に基づき告示する。

平成15年 9月16日

茨城県知事 橋 本 昌

コ ー ド 名 称	所 在 地	診 療 科 目 等	開 設 者	指 定 等 年 月 日	区 分
0340707 山口薬局ウララ店	土浦市大和町 9 3	調剤	関東医療サービ ス株式会社	平成15年 8月17日	廃止
0341093 山口薬局ウララ店	土浦市大和町 9 2	調剤	関東医療サービ ス株式会社	平成15年 8月18日	指定
93 名倉堂榊原接骨院	土浦市中村南 1 2 5	柔道整復	榊原 重隆	平成15年 8月31日	廃止
742 名倉堂榊原接骨院	土浦市中村南 1 2 5	柔道整復	榊原 城一	平成15年 9月1日	指定
1010230 古橋耳鼻咽喉科医院	下妻市大串字120 2	耳鼻科	古橋 靖夫	平成15年 7月31日	廃止
1010396 古橋耳鼻咽喉科医院	下妻市大字大串120 2	耳鼻咽喉科	医療法人 医靖 会	平成15年 8月1日	指定
1740327 キノシタ薬局	取手市戸頭 6 2 4	調剤	木下 恭次	平成15年 7月31日	廃止
1740590 キノシタ薬局	取手市戸頭 6 2 4	調剤	有限会社キノシ タ薬局	平成15年 8月1日	指定
1740467 もみの木薬局	取手市戸頭 4 7 12	調剤	木下 恭次	平成15年 7月31日	廃止
1740608 もみの木薬局	取手市戸頭 4 7 12	調剤	有限会社キノシ タ薬局	平成15年 8月1日	指定
218 寺田接骨院	岩井市大口2591 3	柔道整復	寺田 昭夫	平成15年 8月31日	廃止
743 寺田接骨院	岩井市大字大口2579 3	柔道整復	寺田 昭夫	平成15年 9月1日	指定
2010106 田村医院	つくば市上横場2290 6	産科, 内科, 小児科	田村 貞夫	平成15年 5月13日	廃止
2011880 田村クリニック	つくば市上横場2290 6	婦人科, 内科, 外科	相馬 廣明	平成15年 7月25日	指定
4130197 マカベ歯科医院	真壁郡真壁町真壁427	歯科	枝 虎吉	平成15年 7月15日	廃止

コ ー ド 名 称	所 在 地	診療科目等	開 設 者	指定等 年月日	区分
1640105 さくら薬局笠間店	笠間市石井寺前1301 1	調剤	クラフト株式会社	平成15年 7月31日	廃止
3440108 有限会社久米薬局	久慈郡金砂郷町久米173 1	調剤	有限会社久米薬局	平成15年 8月11日	指定
0640452 友愛薬局下館店	下館市中館中字道東83 1, 84 1	調剤	株式会社ファーマプラス	平成15年 8月21日	指定
3640954 パルム薬局きざき店	鹿島郡神栖町木崎2807 81	調剤	有限会社パルム	平成15年 8月 1日	指定
0410787 佐賀整形外科医院	古河市長谷町20 7	整形外科, リハビリテーション科, リウマチ科	佐賀 烈	平成15年 9月 1日	指定
3640848 きざき薬局	鹿島郡神栖町木崎2807 81	調剤	ファーマシー中山株式会社	平成15年 7月31日	廃止
0440580 調剤薬局カシマ城南店	古河市長谷町278 1	調剤	有限会社カシマ	平成15年 9月 1日	指定
4440404 みどり薬局藤代店	北相馬郡藤代町毛有371 3	調剤	株式会社薬研	平成15年 7月28日	指定
3831241 かわはら歯科医院	稲敷郡阿見町阿見3413 1	歯科, 小児歯科, 口腔外科	河原 重信	平成15年 7月25日	指定
1630264 松井歯科医院	笠間市笠間1458 2	歯科, 矯正歯科, 小児歯科	松井慎太郎	平成15年 9月 4日	指定
3840620 南山堂薬局江戸崎店	稲敷郡江戸崎町佐倉3251 8	調剤	株式会社南山堂	平成15年 9月 8日	指定
3840638 南山堂薬局阿見町店	稲敷郡阿見町阿見3020 1	調剤	株式会社南山堂	平成15年 9月 8日	指定

茨城県告示第1437号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

平成15年 9月16日

茨城県知事 橋 本 昌

コ ー ド 名 称	所 在 地	サービスの種類	開 設 者	指 定 年月日
0870101540 グループホーム あすなろ	水戸市島田町3403 1	痴呆対応型共同生活介護	有限会社 アン ビジョン	平成15年 8月 6日
0870101615 訪問介護サービス わかくさ	水戸市住吉町192 146	訪問介護	有限会社 パス カル	平成15年 8月18日
0870400264 福祉用具貸与事業所 まくらが	古河市雷電町11 19	福祉用具貸与	有限会社 まく らが	平成15年 8月12日
0870400272 訪問入浴介護事業所 エイエスピー	古河市雷電町11 19	訪問入浴介護	NPO法人 エ イエスピー	平成15年 8月 6日
0870800323 デイホーム 楓	龍ヶ崎市姫宮町200 3	通所介護	株式会社 和香 紗	平成15年 8月13日
0872400189 指定通所介護事業所 あいた	守谷市同地仲山366 2	通所介護	医療法人 道守 会	平成15年 8月18日

コ ー ド 名 称	所 在 地	サービスの種類	開 設 者	指 定 年月日
0873200414 (NPO) 介護支援セン ターコスモス	西茨城郡友部町八雲 2 5 1 八雲ハイツ B 1	訪問介護	(NPO) ハッ ピーライフとも べ	平成15年 8月6日
0873800734 指定居宅介護支援事業所 NPO まい・あみ	稲敷郡阿見町中央 2 4 19	居宅介護支援事業	特定非営利活動 法人 まい・あ み	平成15年 8月6日

茨城県告示第1438号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成15年 9月16日

茨城県知事 橋 本 昌

申請(開設)者 の 名 称	指定時の事 業所の名称	指定時の事業 所の所在地	サービ スの 種類	変更事項	コード	変更等 年月日	区分
社会福祉法人 下妻市社会福祉 協議会	下妻社協ケアセン ター	下妻市本城町 2 丁目 5 番地	居宅介護 支援事業、 福祉用具 貸与	(事業所の所在 地) 下妻市本城 町 3 丁目 13 番地	0871000030	平成15年 7月1日	変更
社会福祉法人 誠之会	特別養護老人ホー ム 石楠花荘	北茨城市関本町 福田石平1891 1	介護老人 福祉施設、 短期入所 生活介護	(事業所の名称) 特別養護老人ホ ーム ときわの 社 (事業所の所在 地) 北茨城市関 本町福田石平 1875 1	0871500039	平成15年 7月20日	変更
クラフト株式会 社	さくら薬局 笠間 店	笠間市赤坂27 3	居宅療養 管理指導	-	0841640105	平成15年 7月31日	廃止
有限会社まくら が	訪問入浴介護事業 所 まくらが	古河市雷電町11 19	訪問入浴 介護	-	0870400256	平成15年 6月10日	廃止
有限会社青い鳥 福祉事業	青い鳥指定訪問介 護事業所	猿島郡三和町尾 崎3920番地	訪問介護	-	0874300163	平成15年 8月18日	指定 辞退
社会福祉法人 尚生会	指定訪問介護事業 所 介護センター かさま	笠間市石井甲32 番地 1	訪問介護	(事業所の所在 地) 笠間市石井 2253番地 1	0871600037	平成15年 9月1日	変更
社会福祉法人 尚生会	指定訪問入浴介護 センターかさまグ リーンハウス	笠間市福田3199	訪問入浴 介護	(事業所の所在 地) 笠間市石井 2253番地 1	0871600045	平成15年 9月1日	変更

茨城県告示第1439号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 9月16日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	指定時の事業所の所在地	サービ スの 種類等	指 定 年月日
株式会社コムスン	株式会社コムスン日立しお風ケア センター	日立市大みか町 3 丁目 4 番 1 号 祥栄バルコ102号室	訪問介護	平成15年 9月1日

茨城県告示第1440号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 9月16日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
宗教法人 日本同盟 基督教団土浦めぐみ 教会	喜楽希楽サービス	土浦市上高津489番地 1	通所介護	平成15年 9月 1日

茨城県告示第1441号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 9月16日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
0873500136	有限会社スペース桃	デイサービススペース 桃	多賀郡十王町友部東3丁目 3番地の8	通所介護	平成15年 9月 1日
0873400394	医療法人根本医院	根本医院 通所リハビリ テーション	久慈郡金砂郷町久米200番 地	通所リハビリ テーション	平成15年 9月 1日

茨城県告示第1442号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 9月16日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険 事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	変更内容	変 更 年月日
0870200623	中嶋メディカルサ プライ株式会社	たんぼぼ	日立市下深荻町 1860番地	訪問介護	事業所の所在地 (旧所在地：久 慈郡里美村小菅 上原404番地3)	平成15年 8月 1日

茨城県告示第1443号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成15年 9月16日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	指定時の事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
株式会社コムスン	株式会社コムスン日立しお風ケアセンター	日立市大みか町3丁目4番1号 祥栄パルコ102号室	居宅介護支援	平成15年 9月1日

茨城県告示第1444号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成15年 9月16日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
宗教法人 日本同盟 基督教団土浦めぐみ 教会	喜楽希楽サービス	土浦市上高津489番地 1	居宅介護支援	平成15年 9月1日

茨城県告示第1445号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成15年 9月16日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
日本システムディベ ロップメント株式会 社	ケアプランセンターゆうあい	日立市大みか町1丁目27番9号	居宅介護支援	平成15年 9月3日

茨城県告示第1446号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成15年 9月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

城南ショッピングセンター

龍ヶ崎市光順田1753番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第5条第1項）

平成15年 7月 7日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時 (一部午後 8 時)

(変更後) 開店時刻 午前 9 時 (一部午前10時)

閉店時刻 午後10時 (一部午後 9 時, 午後 8 時)

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 24時間

(変更後) 24時間 (一部午前 6 時 ~ 午後 9 時)

ウ 届出年月日

平成15年 5月29日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1447号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成15年 9月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エコス真壁店

真壁郡真壁町大字飯塚拾番耕地994番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成15年 3月24日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社エコス	東京都昭島市中神町1160番地 1	岩 谷 堯

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成15年11月 7 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,859m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 119台

(イ) 駐輪場の収容台数 58台

(ウ) 荷さばき施設の面積 160㎡

(ニ) 廃棄物等の保管施設の容量 20㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時30分～午前 0 時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

(ニ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

キ 届出年月日

平成15年 3 月 6 日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1448号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成15年 9 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

下館建物

下館市玉戸字山ヶ島1012 3 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第 5 条第 1 項）

平成15年 8 月11日

イ 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後10時（一部午後 8 時）

(変更後) 午前 0 時（一部午後 8 時）

ウ 届出年月日

平成15年 7 月18日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1449号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年 9月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
東茨城郡大洗町大貫町字前原1212番11（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
公益上の理由

（「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び大洗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第1450号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年 9月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 9月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真端水戸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
笠間市大字大橋字江戸内949番から 笠間市大字大橋字新屋前1245番 1 まで	旧	メートル 最大 7.4 最小 3.7	メートル 640	
	新	最大 24.0 最小 12.0	640	現道拡幅

茨城県告示第1451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年 9月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 9月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 舟玉川島停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
下館市大字女方字大道東515番2地先から 下館市大字女方字本田前352番2地先まで	旧 (B)	メートル 最大 15.8 最小 13.3	メートル 180	
	新 (A+B)	最大 16.0 最小 13.3	180	現道拡幅
下妻市大字女方字本田前352番2地先から 下館市大字伊佐山字本宿南 102番2地先まで	旧 (D)	メートル 最大 16.9 最小 8.8	メートル 517	
	(C+D) 新 (E)	最大 16.9 最小 8.8 最大 72.6 最小 16.6	517 2,400	現道拡幅 バイパス新設 及び国道50号 重用

茨城県告示第1452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年9月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年9月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 123号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡御前山村大字金井字根岸 806番地先から 東茨城郡御前山村大字金井字金地 538番1地先まで	旧	メートル 最大 21.1 最小 11.2	メートル 203	
	新	最大 22.0 最小 14.0	203	現道拡幅

茨城県告示第1453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成15年9月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年9月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 笠間緒川線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡御前山村大字下伊勢畑字片平坂2216番5地先から
東茨城郡御前山村大字下伊勢畑字押立2221番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成15年9月16日

茨城県告示第1454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成15年9月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年9月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 鹿田玉造線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡旭村大字大戸字西野山891番2地先から
鹿島郡銚田町大字舟木字土井林181番6地先まで
- 3 供用開始の期日 平成15年9月16日

公 告

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成15年9月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿島郡波崎町土合本町一丁目8762番44
- 2 事業主の住所及び氏名
鹿島郡波崎町土合東一丁目3番17号
有限会社 幸徳
代表取締役 石 田 輝 夫

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
猿島郡三和町大字尾崎字寺野2654番3，同番5，同番6，同番7
- 2 事業主の住所及び氏名
猿島郡三和町尾崎2638 - 2
ハムリー株式会社
代表取締役 鈴 木 照 雄

訓 令

茨城県訓令第21号

麻薬取締員証規程を次のように定める。

平成15年9月16日

茨城県知事 橋 本 昌

麻薬取締員証規程

麻薬司法警察手帳規程（昭和28年茨城県訓令甲第36号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、麻薬取締員に貸与する麻薬取締員証に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この訓令において「麻薬取締員証」とは、本体、身分証及び記章をいう。

（麻薬取締員証）

第 3 条 麻薬取締員証の制式は、別図のとおりとする。

（身分証及び記章の提示）

第 4 条 麻薬取締員は、職務の執行に当たり、司法警察員としての職務を行う者であることを示す必要があるときは、身分証及び記章を提示しなければならない。

（麻薬取締員証の携帯等）

第 5 条 麻薬取締員は、麻薬取締員証の取扱いを慎重にし、知事が指定した場合を除き、常にこれを携帯しなければならない。

2 麻薬取締員は、麻薬取締員証を紛失することのないように特に留意しなければならない。

3 麻薬取締員は、麻薬取締員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

（紛失等の届出）

第 6 条 麻薬取締員は、麻薬取締員証を紛失し、又は損傷し、若しくは汚損したときは、直ちに知事に届け出なければならない。

（返納）

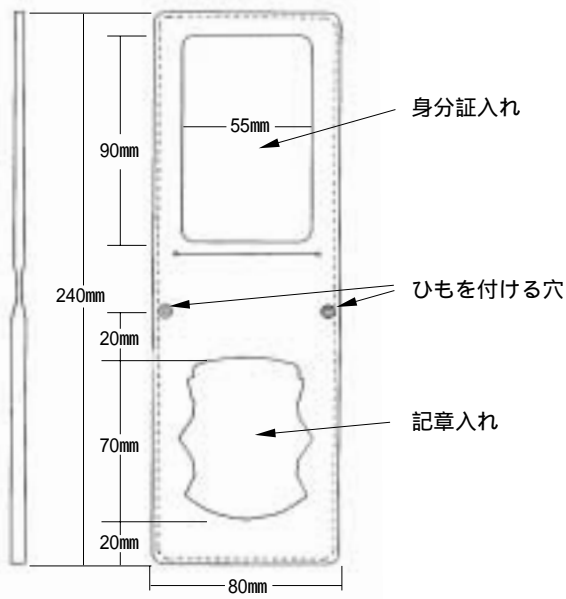
第 7 条 麻薬取締員は、麻薬取締員を免ぜられたときは、直ちに麻薬取締員証を知事に返納しなければならない。

付 則

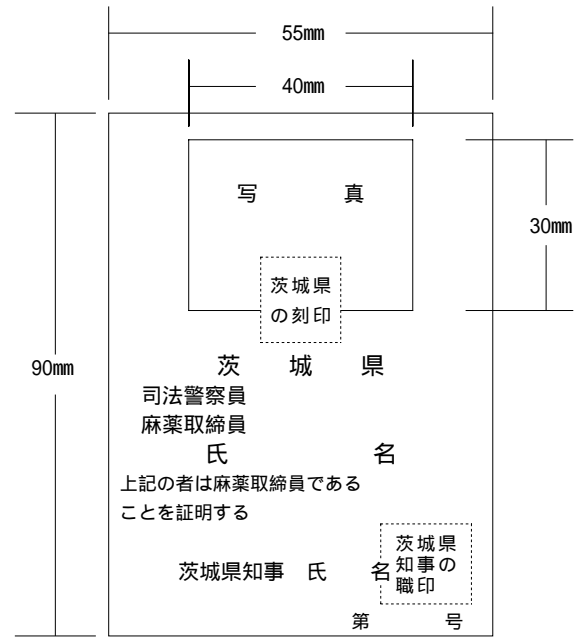
この訓令は、平成15年10月 1 日から施行する。

別図 (第 3 条関係)

本体



身分証



記章



- 備考
- 1 本体は、黒色革製二つ折りとし、ひもを付ける穴を設ける。
 - 2 身分証入れは、無色透明のプラスチック製とし、身分証に表示された事項を外側から確認できるものとする。
 - 3 身分証には、脱帽上半身正面の写真を印刷し、又ははり付け、氏名を記し、茨城県名を刻印し、及び茨城県知事の職印を押すものとする。ただし、当該写真を印刷した場合は、茨城県名を刻印することを要しない。
 - 4 記章は、金属製とし、「麻薬取締員」及び「NARCOTICS CONTROL OFFICER」の文字を黒色、その他の部分を金色又は銀色で表示する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)